

【諮問第144号～第147号】

18川情個第67号

平成18年10月16日

川崎市教育委員会
委員長 宮田 進 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 安富 潔

公文書開示請求に対する諾否の決定処分に関する異議申立てについて
(答申)

平成17年7月25日付け17川教指第872号、同日付け17川教指第873号、同日付け17川教指第876号及び同日付け17川教指第877号で諮問のありました公文書開示請求に対する諾否決定処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関は諾否の処分を取り消し、改めて対象となるべき公文書の範囲に該当する公文書を開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

(1) 諮問第144号及び諮問第145号関係

異議申立人は、平成17年3月16日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「川崎市立小・中・高校の教育課程の届出に至るまでの全ての文書（平成15年度分）（なお、16川公審第29号平成17年1月31日答申2ページ 3 異議申立人の主張要旨(2)イ欄の各種文書である）」の開示請求を行った。

実施機関は、平成17年3月30日付けで、請求対象公文書中、白山小学校、臨港中学校及び田島中学校における教育課程の届出に至るまでの全ての文書（平成15年度分）については、対象となる公文書が存在しないことを理由として、拒否処分を行った。

また、実施機関は、同日付けで、請求対象公文書中、白山小学校、臨港中学校及び田島中学校を除いたそれ以外の学校における教育課程の届出に至るまでの全ての文書（平成15年度分）については、全部開示処分を行った。

異議申立人は、平成17年5月31日付けで、白山小学校、臨港中学校及び田島中学校における教育課程の届出に至るまでの全ての文書（平成15年度分）に対する拒否処分は、その理由を付記した拒否処分通知書を作成して通知しておらず、情報公開の原則に基づき、全部開示処分すべきであるとして、拒否処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第144号事件）。

また、異議申立人は、同日付けで、白山小学校、臨港中学校及び田島中学校を除いたそれ以外の学校における教育課程の届出に至るまでの全ての文書（平成15年度分）に対する全部開示処分は、拒否処分であることは明らかであり、もし、拒否処分であるならば、その理由を付記した拒否処分通知書を作成して通知しておらず、情報公開の原則に基づき、全部開示処分すべきであるとして、全て開示するとの処分を求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第145号事件）。

(2) 諮問第146号及び諮問第147号関係

異議申立人は、平成17年3月16日付けで、条例第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「川崎市立小・中・高校の教育課程の届出に至るまでの全ての文書（平成16年度分）（なお、16川公審第29号平成17年1月31日答申2ページ 3 異議申立人の主張要旨(2)イ欄の各種文書である）」の開示請求を行った。

実施機関は、平成17年3月30日付けで、市内全ての小・中・高校における対象公文書を特定し、不開示情報の確認等諾否の決定を行うのに相当の日数を必要とすることを理由として、条例第12条第2項の規定に基づき、諾否の決定期間の延

長を異議申立人に通知した。

実施機関は、平成17年5月9日付けで、請求対象公文書中、京町小学校、御幸小学校、西御幸小学校、小倉小学校、南加瀬小学校、玉川小学校、中原小学校、大谷戸小学校、南原小学校、宮崎小学校、宿河原小学校及び京町中学校における教育課程の届出に至るまでの全ての文書（平成16年度分）については、対象となる公文書が存在しないことを理由として、拒否処分を行った。

また、実施機関は、同日付けで、請求対象公文書中、京町小学校、御幸小学校、西御幸小学校、小倉小学校、南加瀬小学校、玉川小学校、中原小学校、大谷戸小学校、南原小学校、宮崎小学校、宿河原小学校及び京町中学校を除いたそれ以外の学校における教育課程の届出に至るまでの全ての文書（平成16年度分）については、全部開示処分を行った。

異議申立人は、平成17年5月31日付けで、京町小学校、御幸小学校、西御幸小学校、小倉小学校、南加瀬小学校、玉川小学校、中原小学校、大谷戸小学校、南原小学校、宮崎小学校、宿河原小学校及び京町中学校における教育課程の届出に至るまでの全ての文書（平成16年度分）に対する拒否処分は、その理由を付記した拒否処分通知書を作成して通知しておらず、情報公開の原則に基づき、全部開示処分すべきであるとして、拒否処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第146号事件）。

また、異議申立人は、同日付けで、京町小学校、御幸小学校、西御幸小学校、小倉小学校、南加瀬小学校、玉川小学校、中原小学校、大谷戸小学校、南原小学校、宮崎小学校、宿河原小学校及び京町中学校を除いたそれ以外の学校における教育課程の届出に至るまでの全ての文書（平成16年度分）に対する全部開示処分は、拒否処分であることは明らかであり、もし、拒否処分であるならば、その理由を付記した拒否処分通知書を作成して通知しておらず、情報公開の原則に基づき、全部開示処分すべきであるとして、全て開示するとの処分を求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第147号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成18年2月13日付け意見書及び同年3月13日実施の口頭意見陳述聴取によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

諮問第144号～諮問第147号に関して一括して意見を述べると、実施機関の処分理由説明書においては、教育課程及び教育課程編成過程の説明はなされているが、全部開示および文書不存在と認識するに至る根拠及び理由が客観的に説明されておらず、理由付記に相当しない処分理由書である。

さらに、実施機関による文書の特定もいいかげんで、学校別の文書の特定が不明で、全部の対象文書が明確でない。

教育委員会が行う処分については、全部開示処分についても、拒否処分についても、処分理由の説明になっていない。

教育課程の編成過程は、担当教員が授業の年間計画を作成し、それを学年別、

教科別に検討し、他の教科との調整をはかりながら最終的に校長が決裁することになっている。当然、各担当教員の年間の授業計画が作成されていなければならない。実施機関の処分理由説明の中では、それが含まれていないのではないか。これについて各学校でどういうふうに教育課程を編成するのか、説明がなされなければならない。本当に処分理由説明書にある会議レジュメ、会議録、会議提案検討資料だけで全ての対象公文書を特定できるのか疑問である。

処分理由説明書には、教育課程の編成過程においてどういう文書が作成されるのか、具体的に書かれておらず、実際に存在したのかわからない。本件開示請求に関しては、教育委員会から各学校に通知を行ったと思うか、その通知はどのような内容であったのか。各学校からどのような内容の回答があったのか。その結果、各学校ごとにどのような文書があったのか。これらの事実に基づいて処分理由の説明を行わなければ対象公文書の存否、あるいは対象公文書の特定について説明したことにならない。

また、文書の不存在を証明するにしてもそれなりの理由説明が必要である。業務の形態がどういうものであり、その中で文書が当然作成されるものなのかどうか、明らかにしないと文書不存在の証明はできないであろう。業務の内容から文書の有無を明らかにしなければならない。

特に、諮問第144号に関しては言えば、実施機関が文書不存在の理由としてあげている、白山小学校の「各自が記録しており」や臨港中学校の「前年度に準じる内容」というのは文書の存在を前提にしなければ成り立たない理由であり、また、田島中学校の「意見を聴いて決定している」とは、違法な教育課程編成過程を前提にしたものであり、「会議録への記録や資料等の必要はなかった」と非論理的で矛盾しており、文書不存在を合理的、論理的に説明していない。

4 実施機関の主張要旨

平成17年11月22日付け処分理由説明書及び平成18年2月13日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

(1) 諮問第144号及び第145号関係

ア 実施機関は、本件請求に対して、対象公文書を各学校における 会議レジュメ、会議録、 会議提案検討資料と特定し、全部開示できるものと開示できないものに整理し、そのうち開示できない公文書については、文書不存在を理由に、拒否処分を行い、開示できるものについては全部開示処分を行った。

イ 教育課程とは、「学校教育の目的や目標を達成するために各学年の授業時間との関連において、学習指導要領に示された内容を総合的に組織した学校の教育計画」のことである。それは、法律の定めるところに従い、児童・生徒一人一人の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態、児童・生徒の心身の発達段階や特性等を十分に考慮した教育を推進していく際によりどころとなるものであり、要素としては、 目的、 教育内容、 授業時間数の3つがある。

ウ 本市においては、川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第6条及び

川崎市立高等学校の管理運営規則第10条により、「学校の教育課程は、学習指導要領の基準により、校長が編成する。」こととなっており、各学校ごとに多少の違いはあるが、学年別の同一教科担当者間、他教科担当者間、教務担当主任等各段階別調整会議及び職員会議などを経て、学校長により編成されている。また、学習指導要領の基準により教育課程を編成することから、選択教科や総合的な学習の時間など弾力的に編成を行う部分を除けば、例年、教育課程の編成に大きな変更はないものである。

エ 請求の対象となった「川崎市立小・中・高校の教育課程の届出に至るまでの全ての文書（平成15年度分）」については、かつて同様な内容の公文書開示請求がなされた際に、各学校長あて事務連絡通知により教育課程を編成するにあたって、どのように討議、検討したか、調査を行っており、その調査結果及びその後の電話連絡等により、各学校における該当文書の存否の確認及び対象となる文書の特定を行ったものである。

オ その結果、白山小学校については、「話し合いの中で決まったものを各自で記録しており、会議録への記録や資料等は必要なかった」との理由から、臨港中学校については、「前年度に準じる内容のため、会議録への記録や資料等は必要なかった」との理由から、また、田島中学校については、「職員に要望を聞く形で投げかけ、意見を聴いて決定しているため、会議録への記録や資料等は必要なかった」との理由から、それぞれの学校においては対象となる公文書が存在しないため、文書不存在により拒否処分を行ったものである。（諮問第144号関係）

カ 白山小学校、臨港中学校及び田島中学校を除くそれ以外の各学校における 会議レジュメ、 会議録、 会議提案検討資料については、これらの公文書には開示できない部分が存在しないため、全部開示処分を行ったものである。（諮問第145号関係）

(2) 諮問第146号及び147号関係

ア 実施機関は、本件請求に対して、対象公文書を 会議レジュメ、 会議録、 会議提案検討資料と特定し、全部開示できるものと開示できないものに整理し、そのうち開示できない公文書については、文書不存在を理由に、拒否処分を行い、開示できるものについては全部開示処分を行った。

イ 教育課程とは、「学校教育の目的や目標を達成するために各学年の授業時間との関連において、学習指導要領に示された内容を総合的に組織した学校の教育計画」のことである。それは、法律の定めるところに従い、児童・生徒一人一人の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態、児童・生徒の心身の発段階や特性等を十分に考慮した教育を推進していく際によりどころとなるものであり、要素としては、 目的、 教育内容、 授業時間数の3つがある。

ウ 本市においては、川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第6条及び川崎市立高等学校の管理運営規則第10条により、「学校の教育課程は、学習指導要領の基準により、校長が編成する。」こととなっており、各学校ごとに多少の

違いはあるが、学年別の同一教科担当者間、他教科担当者間、教務担当主任等各段階別調整会議及び職員会議などを経て、学校長により編成されている。また、学習指導要領の基準により教育課程を編成することから、選択教科や総合的な学習の時間など弾力的に編成を行う部分を除けば、例年、教育課程の編成に大きな変更はないものである。

エ 請求の対象となった「川崎市立小・中・高校の教育課程の届出に至るまでの全ての文書（平成16年度分）」については、平成17年4月1日付け、各学校長あて事務連絡通知により、教育課程を編成するにあたって、どのように討議、検討したか、調査依頼を行い、その後の電話連絡等により、各学校における該当文書の存否の確認及び対象となる文書の特定を行ったものである。

オ その結果、京町小学校、御幸小学校、西幸小学校、小倉小学校、南加瀬小学校、宮崎小学校、宿河原小学校及び京町中学校については、「話し合いの中で決まったものを各自で記録しており、会議録への記録や資料等は必要なかった」との理由から、大谷小学校及び南原小学校については、「前年度に準じる内容のため、会議録への記録や資料等は必要なかった」との理由から、また、玉川小学校及び中原小学校については、「職員に要望を聞く形で投げかけ、意見を聴いて決定しているため、会議録への記録や資料等は必要なかった」との理由から、それぞれの学校においては対象となる公文書が存在しないため、文書不存在により拒否処分を行ったものである。（諮問第146号関係）

カ 京町小学校、御幸小学校、西幸小学校、小倉小学校、南加瀬小学校、玉川小学校、中原小学校、大谷戸小学校、南原小学校、宮崎小学校、宿河原小学校及び京町中学校を除くそれ以外の各学校における 会議レジュメ、 会議録、 会議提案検討資料については、これらの公文書には開示できない部分が存在しないため、全部開示処分を行ったものである。（諮問第147号関係）

5 審査会の判断

当審査会は、諮問を受けた案件の異議申立人が同一人であり、対象公文書の内容はいずれも同種のものであり、実施機関の処分理由及び異議申立人の意見もそれぞれの案件に共通した趣旨であったため、併合審理することと決定する。

(1) 本件は、異議申立人が実施機関に対して、川崎市立小中高校の教育課程の届出に至るまでの全ての文書（平成15年度分）の開示を請求したのに対して、実施機関として会議レジュメ、会議録、会議提案検討資料が存在した小中高校について、当該文書を開示したところ、全部開示（つまり、これ以外の文書があるはずであるとの主張）を求めたのが諮問第145号であり、会議レジュメ、会議録、会議提案検討資料の文書がなかった小中高校について、文書不存在を理由として開示を拒否したのものについて、文書は存在するはずであるとして開示請求を求めたのが諮問第144号である。

また、異議申立人が実施機関に対して、川崎市立小中高校の教育課程の届出に至るまでの全ての文書（平成16年度分）の開示を請求したのに対して、実施機関

として会議レジュメ、会議録、会議提案検討資料が存在した小中高校について、当該文書を開示したところ、全部開示（つまり、これ以外の文書があるはずであるとの主張）を求めたのが諮問147号であり、会議レジュメ、会議録、会議提案検討資料の文書がなかった小中高校について、文書不存在を理由として開示を拒否したものについて、文書は存在するはずであるとして開示請求を求めたのが諮問第146号である。

- (2) 異議申立人は、前記のとおり、「教育課程の届出に至るまでの全ての文書（なお、16川公審第29号 平成17年1月31日答申2ページ 3 異議申立人の主張要旨(2)イ欄の各種文書である）」の開示を請求した。

この「16川公審第29号 平成17年1月31日答申2ページ 3 異議申立人の主張要旨(2)イ欄の各種文書」とは、「教育課程とは、文部省が全国的な不均衡が生じないように定める科目別総時間数の上限及び下限の範囲内で、学校の事情に応じて学年別、科目別の年間授業時間数を決定し、計画的な授業を行えるよう教科間の調整を図りつつ、生徒に無理な負担をかけない方法によって授業を受けることができるようにする目的をもって、年間の教科別の授業時数を決定する授業計画をいい、それは、それぞれの教師が自己の教育計画を立案し、計画表、資料等を作成し、学年別の同一教科担当者間、他教科担当者間、教務担当主任、生活指導担当者等各段階別の調整会議を行い、校長の学年を超えた総合調整、職員会議での議を経て校長が決裁し、実施機関に報告されるものと思われる。

したがって、教科担当者の年間スケジュール表、各調整会議での文書、メモ等が多数作成されるはずのものである。

特に、部活代替制度を採用している学校の場合は、部活動の内容がクラブ活動の内容と同一の教育的効果が得られることを要件として制度が認められることから、その要件具備の検討は教育課程編成上、必要不可欠なものであるので、当然、その検討結果は文書として記録されるものである。

このように教育課程の編成は、その作成課程において文書を作成し、検討し、決定するものであるから、各調整段階での文書は存在するはずである。」との異議申立人の意見であり、結局、この意見の中で述べられている平成15年度、平成16年度の教育課程の届出に至るまでの種々の文書、メモ等が異議申立人の開示を求める文書であるというべきである。

- (3) しかるに、実施機関は、平成15年度、16年度いずれについても、会議レジュメ、会議録、提案検討資料として対象公文書を特定している。

しかし、これは異議申立人の上記請求からすれば、理由なく狭いものに限定しているというべきであり、対象となる公文書の範囲についての判断を誤ったものといわざるをえない。

審査会としては、実施機関に対し、上記のような限定をつけることなく、各年度の教育課程編成にあたって作成、検討し、決定した全ての文書として改めて対象公文書の範囲にかかる公文書を異議申立人に開示すべきものと思料する。

したがって、文書不存在を理由として拒否処分を行った諮問第144号、第146号

は、対象となる公文書の範囲を誤ったものであるから、これを取消し、改めて上記対象公文書を開示すべきである。

また、全部開示処分をしたとする諮問第145号、第147号についても、対象となる公文書の範囲は実施機関が特定したものは狭いものであったから、同処分は一部開示、一部拒否処分と解されるので、これを取消し、改めて上記対象公文書を開示すべきである。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	小	林	美智子
委員	鈴	木	庸夫
委員	高	岡	香
委員	安	富	潔